

第四十四回 帝國議會院 裁判所構成法中改正法律案外一件

〔裁判所構成法中改正法律案定年ニ依ル退職判事検事ノ恩給ニ關スル法律案〕

委員會議錄(筆記)第一回

本委員ハ大正十年三月二十二日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

戸水

寛人君

宮古啓三郎君

高橋

辰二君

澤

來太郎君

塚原

嘉藤君

鳩山

一郎君

北井

波治目君

岩崎

幸治郎君

原

夫次郎君

水野

吉太郎君

麓

純義君

本田

恆之君

横山

金太郎君

野田

文一郎君

津原

武君

同月

二十三日

午前

十一時

十分

委員長

理事

互選

ノ爲各

委員

參集

ス

其氏名

左ノ如シ

戸水

寛人君

宮古啓三郎君

塚原

嘉藤君

鷲

純義君

原

夫次郎君

津原

武君

南

鼎

三君

高橋

辰二君

澤

來太郎君

塚原

嘉藤君

北井

波治目君

岩崎

幸治郎君

原

夫次郎君

水野

吉太郎君

麓

純義君

本田

恆之君

横山

金太郎君

野田

文一郎君

津原

武君

同月

二十三日

午前

十一時

十分

委員長

理事

互選

ノ爲各

委員

參集

ス

其氏名

左ノ如シ

戸水

寛人君

宮古啓三郎君

塚原

嘉藤君

鷲

純義君

原

夫次郎君

津原

武君

同月

二十三日

午前

十一時

十分

委員長

理事

互選

ノ爲各

委員

參集

ス

其氏名

左ノ如シ

戸水

寛人君

宮古啓三郎君

塚原

嘉藤君

鷲

純義君

原

夫次郎君

津原

武君

同月

二十三日

午前

十一時

十分

委員長

理事

互選

ノ爲各

委員

參集

ス

其氏名

左ノ如シ

戸水

寛人君

宮古啓三郎君

塚原

嘉藤君

鷲

純義君

原

夫次郎君

津原

武君

同月

二十三日

午前

十一時

十分

委員長

裁判所構成法中改正法律案

司法書記官 近藤

司法事務官 山岡

萬之助君

司法書記

解ニ於テ、老退ニ關スル事柄ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ
定メルト云フヤウナ疏註ニアリマスルシ、ソレカラ
現行構成法ガ、司法省ニ於テ――即チ明治二十一年
ノ頃司法省ニ於テ拵ヘマシタ其案ガ、樞密院ニ廻ツ
テ、樞密院ニ於テ起草セラレル當時ニ於テ、司法省案
提案シマシタノハ、退官ト申シマスノハ、自ラ進ンデ
トシマシテハ、退官免官ト云フ文字ヲ使ツテ、構成法
ノ原案トシテ提案ヲ致シマシタル所、樞密院ニ於テ
修正ヲサレタノデゴザイマス、退官免官ト司法省デ
ゴザイマセウガ、免ニ角自ラ辭表ヲ提出シテ官ヲ退
クモノヲ退官ト稱シ、免官ト稱シマスルノハ、或ハ懲
戒處分ニ依ツテ免官サレル者、或ハ刑法ノ宣告ニ依
テ免官サレル者トヲ言ヒマシテ、斯ヤウニ行政免官
及ビ任意任官トヲ區別シテ、退官免官ノ文字ヲ用キ
提案致シタノデゴザイマス、然ルニ樞密院ニ於テ
ハ、現行法ノ如ク改正セラレマシタ、其改正ノ理由ト
シテ記載スル所ノ舊記錄ニ依ツテ之ヲ申シマスル
ト、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、帝國憲法五十八
條ニ於テ、其職ヲ免ゼラレルコトナシトアルハ、判事タル
リ、其職ヲ免ゼラレルコトナシトアルハ、判事タル
ノ官ヲ免ゼラレルコトナキヲ言ヒ、單ニ其奉ズル所
ノ職ヲ免ゼラレルコトナシト云フノ精神ニ非ズ、故
ニ裁判所構成法ニ於テモ亦憲法ニ準據シ、免官ニ代
フルニ免職ノ文字ヲ以テスベシ云々ト云フコトデ、
即チ司法省提案ニ於キマシテハ、免官ト云フ文字ヲ
用キタノヲ、憲法ノ用語ニ合シテ、其職ヲ免ゼラレル
コトナシ、斯ウ云フ風ニ改正ニナツタノデアリマス、
之ヲ以テ見テモ、憲法五十八條ノ二項ニ其職ヲ免ゼラ
ルルコトナシト云フコトハ、唯今申上ゲマスル通り、
判事タルノ官ヲ免ゼラレルコトナキヲ言フノデアツ
テ、其職ヲ免ゼラレルコトナシト云フノガ精神デナ
イ、斯ウ云フ風ニ當時ニ於テハ樞密院ニ於テモ議ヲ
決シテ居ル次第ニアリマス、之ニ依ツテ今日迄司法省
ニ於キマシテハ、憲法五十八條ノ二項ノ其職ヲ免ゼ
ラレルコトナシト云フノハ、取リモ直サズ免官、斯ウ
云フコトニ解釋シテ居ルノデ、尙ホソレニ續キマシ
テ斯ヤウニ退官免官ト云フ文字ニ代フルニ、其職ヲ

免ゼラレルコトナシト改メラレル以上ハ憲形ニ依テ職ヲ免ゼラレル者ハ、自然其官ヲ失フモノナリトトハナカラウト云フ迄モ、評議ノ上ニ上ッテ居ルノデアリマス、ソレニ依ツテ現行判事懲戒法ノ第八條ニアリマスカ、七條デアリマシタカニ、昨日モ申上ゲル通り、免職處分ヲ受ケレバ免官ニナルンダト云フコトヲ明ニシタ次第デゴザイマス

○横山金太郎君 只今承リマシタ伊藤公ノ憲法五十八條ノ二項ノ解釋「老退ニ於ケル詳説ハ總テ法律ノ掲クル所タリ」トアリマス、成程其義解ノ出マシタ時ハ、即チ憲法義解ノ出タ年ハ明治二十二年ノ四月デゴザイマシテ、構成法ハ其翌年ニ法案ニナッテ發表ハサレマシテタガ承ル所ニ依ルト此憲法義解ノ出來タ時分ニハ、構成法ノ草案モ既ニ出來上ッテ居ッタ、ソレ故此書方ガ「詳説ハ總テ法律ノ掲クル所タリ」構成法ハ既ニ出來テ居ッタ、此構成法ト相照應シテ憲法義解ヲ書イタモノ、如ク見ヘルノデアリマス、從ツテ此憲法義解ノ老退ト言ヘル言葉ハ、今日行ハレテ居リマスル裁判所構成法七十四條ヲ指スノデアル、斯ウ理解サレルノデアリマス、殊ニ此老退ト云フ文字ハ承ル所ニ依ルト、老ト云フ文字ヲ以テ物ノ衰ヘタ意味ヲ表明スルコトニナッテ居ッテ、構成法ノ所謂身體又ハ精神ノ衰弱ト云フ意味ヲ現ハス爲メニ、老、而シテ退ハ退職、斯ウ云フ意味合ヲ以テ此憲法義解ガ書カレタモノノ如ク察セラレルノデアリマス、從ツテ老退ト云フ文字アルノ故ヲ以テ、直ニ今回御制定ニ相成リマスル一定ノ年齢ニ達スルト云フ自然ノ事實ヲ以テ、當然裁判官タル貴重ナル職ヲ失フコトニ相當ラナイモノ、如クニ思ハレルノデアリマス、此點、ソレカラ特ニ御尋シタインオハ、一體裁判官ト云フモノノ官ヲ残シテ置イテ、職ヲ奪ッタ時分ニハ、實際ドウ成リ行クノデアルカト云フコトデアリマス、先づ補任ノ状態カラ考ヘマシテモ、判事ナラ判事ニ任ズト云フコトニナッテ、更ニ何々裁判所ノ判事ニ補スト云フ、此ニ於テ初メテ裁判官ノ職ガ出来ルノデアリマス、從ツテ此轉所ナゾト云フコトニ付テモ、自ラ他

ニ規定ガア、テ轉所ハ要スルニ職務ヲ執ハヘキ場所
ヲ移轉スルト云フコトニ過ギナイノデアリマス、是
等ノ點カラ見マシテモ、職ヲ奪ハレテハ、實際ニ於テ
憲法ノ五十七條ノ「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ
依リ裁判所之ヲ行フ」此意味合カラ考ヘテ見マシテ
モ、裁判官タルノ實ト云フモノガ直チニ失ハレテシ
マツテ五十八條ノ二項ガ保障致シテ居リマスル意味
ガ、根柢カラ破壊サレル感ガアルノデアリマス、此點
ハ如何デス

○鈴木政府委員 伊藤公ノ著ハサレマシタル所ノ憲
法義解ガ、明治二十二年ノ四月ニ出來タノ「デアリ
マシテ、成程其年ニ於キマシテ、裁判所構成法ノ草案
ハ既ニ芽ヲ出シツ、アッタノデアリマセウ、併ナガラ
今申上ゲマス通り、種々ノ變化、種々ノ修正ヲ經テ、
其翌二十三年ニ法律トシテ生レタル次第デゴザイマ
ス、而シテ御質問ニ於キマシテ、憲法義解ノ「老退ニ
於ケル詳説ハ、總テ法律ノ掲クル所タリ」ト云フ事柄
ハ、單ニ構成法ノ七十四條ニ限ルカノ如キ御論議モ
ゴザイマシタガ、自分等ノ考ヘデハ左様ニ思ハヌノ
デ、既ニ裁判官タルモノハ終身官ニシテ置ク、其終身
官タル所ノ官ヲ奪フニ就テハ、刑法ノ宣告若クハ懲戒
ノ處分ニ非ラサレバ之ヲ爲サナイ、併ナカラ其職ヲ
奪フト云フコトニ就テハ、現ニ構成法七十四條ニ於
テ其職ヲ奪テ居ルノデアル、既ニ七十四條ニ於テ職
官タル所ノ官ヲ奪フニ就テハ、刑法ノ宣告若クハ懲戒
ノ處分ニ非ラサレバ之ヲ爲サナイ、併ナカラ其職ヲ
十八條ノ二項ニ違反セズト云フナラバ、今回提案シ
タル定年法モ亦老退ニ關スル所ノ法規デアルノデア
リマス、構成法ノ七十四條ハ、或ル事實ヲ認定シテ、
其事實ニ依ッテ職ヲ退カシメルコトヲ規定シ、今提案
シテ居ル所ノ定年法ハ法律ノ擬制ニ依ッテ、或ル年齢
ニ達スルナラバ、所謂老退ト看做シテ其職ヲ退カシ
メルト云フ差ハアリマスケレドモガ、老體ノ爲メニ
職ヲ退カシムルト云フ精神ニ至ッテハ同一デアル、此
身體ノ故障ニ依ッテ退カシムルト云フコトハ、老退デ
ハアリマセヌガ、精神ノ衰弱ト云フコトハ、若イ者
ニモアリマスケレドモガ、總シテ申シマスレバ、所謂老
退デアル、年ヲ取ツテ精神ノ衰弱ヲ來スト云フ意味カ
ラ、七十四條ト云フモノガ生レテ來テ居ルノデアル、

果シテ然ラバ我が日本人ノ生理状態カラ考へ、又諸般ノ法規カラ之ヲ綜合シテ見マシテ、六十三、六十五ト云フ年齢ハ、我ガ國人トシテハ、而モ貴重ナル司法權ヲ取扱ハシムル年齢トシテハ、之ヲ最長期トスル、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、此定年制ト云フモガ生レ出タ次第アリマシテ、決シテ伊藤公ノ疏註ノ老退ニ關スル詳説云々ト云フ事ニ、定年法ハ含ムモノデナイト云フ解釋ハ持テ居ラヌノデアリマス○横山金太郎君サウスルト憲法五十八條ノ二項ハ、裁判官ト云フ其人ノ官ヲ保障スルト云フ意味デアリマスルカ、裁判官其人ノ職ハ、這入ラヌト仰シヤルガ、官ヲ保證シ併セテ裁判ノ公正ヲ保タシメル爲メト云フ意味デアリマスカ、言葉ヲ縮メテ言フト、私ノ考デハ、憲法五十八條ガ裁判官ノ地位ヲ保障シタルガ、官ヲ保證シ併セテ裁判ノ公正ヲ保タシメル爲メト云フ意味デ出来タ規定デ

ハナイカト思フノデアリマス、此點ハ如何デス

○鈴木政府委員 五十八條ノ二項ト云フノハ、行政官ノ力ヲ以テ裁判官ノ官職ヲ奪ハスト云フコトハサセ

ナイ、乃チ刑法ノ宣告カ或ハ懲戒處分ノ何レカニ由

ラズンバ、其官ヲ奪ハスト云フコトヲ保障シテ居ル

ノデアル、斯ク致シテ以テ裁判官ヲシテ行政官ノ掣

肘ヲ受ケシメナイ、斯ウ云フ事柄ニ外ナラヌト思フ

ノデアリマス、是デ以テカラニ、法律ヲ以テ所謂老退

スル者マデモ退ケルコトガ出來ナイト云フコトデ

ハ、勿論憲法ニ於テ保障スルモノデハナカラウト思

ヒマス、如何ニ憲法ガ裁判官ノ職ヲ重ンジ、終身官タ

ラシムルトシテモ、到底身體精神ノ衰弱ニ向テ職ニ

耐ヘナイト云フヤウナ者ヲ裁判官タラシメ、吾人ノ

最モ大切ニスベキ生命、榮譽、自由、財產ノ保護ヲ司

ルベキ職ニ當ラシムルト云フヤウナコトハ無イト思

フ、如何ニ憲法ガ裁判官ノ地位ヲ保障スレバトテ、俗ニ所謂役ニ立タヌ者ヲシテ裁判ノ職ニ當ラシムルト

云フコトハ、憲法ニ於テ想像スベキ事柄デハナカラ

ウト思フ、是デ以テ構成法ノ七十四條ガ生レタモノ

ト見ルノデアリマス、元來佛蘭西等ニ於テ議論ガア

リマスガ、裁判官ヲシテ終身官タラシムル、即チ裁判官ハ終身官トシテ任命サレル、謂レナク罷免ハサセ

ナイ、其罷免ヲサセナイト云フ事柄ハ何デアルカト

言ヘバ、裁判官一個人ヲ保護スル爲メニ罷免スベカ

ラズト云フ法規ヲ作ルノデハナイ、罷免スベカラズ

ト云フ事柄ハ行政權等ノ干與干涉ニ依テ裁判ノ公

正ヲ失フコトガアッテハナラヌカラ、裁判ノ公正ヲ得

ルガ爲メニ裁判官タル者ハ無暗ニ罷免ヲシナイ、斯

ウ云フ事柄デ終身官タラシムルト云フコトニナッテ居

ルノデアル、ソレデアリマスルカラシテ、其個人トシ

テ精神上ノ缺陷ヲ來シ、肉體上ノ缺陷ヲ來シタ者マ

デモ、之ヲ保護スルト云フコトハ、何レノ憲法ト雖

モ、何レノ法律ト雖モ、認ムベキモノハナイト考ヘテ

居ルノデアリマス、畢竟此精神ニ依ツテ構成法ノ七十

四條モ生レタニ外ナラヌノデアリマス

○横山金太郎君サウスルト、只今ノ御答ノ要領ハ

斯様ニ考ヘテ宜イノデスカ、憲法五十八條ノ二項ガ

裁判官ノ地位ノ保障致シテ居ルノハ、裁判ノ公正ヲ

期待スルガ爲メデアル、斯様ニ考ヘテ宜シウゴザイ

マスカ

○鈴木政府委員 宜シウゴザイマス

○横山金太郎君サウ致シマスレバ、斯ウ云フ場合

ニ裁判ノ公正ヲ脅威シナインデゴザイマスルカ、一

例ヲ舉ゲテ御尋ラシタインデアリマス、若シ茲ニ刑

事上ノ一大事件ガアッテ、大審院ガ之ニ就テ構成法ノ

變更スル目的ヲ以テ、議會ノ至大ノ勢力ヲ特ニ、其裁

判前、立法ノ形式ヲ以テ判事定年法ヲ制定シ若クハ

既ニ存スル所定年法ノ改正ニ依ツテ、定年ヲ若ク低下

セシメテ、現在ノ大審院ノ構成ヲ變更シヤウトシタ

ト、斯ウ假定ラシマス、斯ノ如ク改造ヲセラレタル

裁判宣言ニハ、一體抑、何ヲ期待スルノデゴザイマセ

ウカ、其點ヲ……

○鈴木政府委員 御引キニナリマシタル例ソレ自身

ニ於キマシテ、私ハ當ヲ得ナイコト、思フ、苟モ或事

件ノ裁判ヲ、斯ウシヤウアウシヤウト云フコトノ考

ヲ以テ、司法大臣ガ裁判ノ構成ヲ變ヘル、其構成ヲ變

ル目的ノ爲メニ、大審院ノ判事ガ、六十ノヤツガ摘要

テ居ルカラ、五十五ニ直ス、五十二ニ直スト云フ制限

ノ法ヲ設ケルト云フコトデアッタナラバ、ドウデアル

カ、私ハ左様ナ立法ヲ、如何ナル無謀ナル政府ト雖

モ、爲スベキコトデナカラウ、政府ガ斯ノ如キ提案ヲ

シタナラバ、立法部ガ之ヲ容レルノ理ガナイト考ヘ

マス、其故ニ御承知ノ通り裁判所ノ組織ト云フモノ

ハ、年ノ初メニ於テ——前年度ノ終リニ於テ、翌年度

ノ構成ト云フモノガ定マルノデアル、一度部ガ定マッ

タル以上ハ、法律ニ定メタル理由ナキ限りハ、部員ノ

モ、何レノ法律ト雖モ、認ムベキモノハナイト考ヘテ

居ルノデアリマス、畢竟此精神ニ依ツテ構成法ノ七十

四條モ生レタニ外ナラヌノデアリマス

○横山金太郎君サウスルト、只今ノ御答ノ要領ハ

斯様ニ考ヘテ宜イノデスカ、憲法五十八條ノ二項ガ

裁判官ノ地位ノ保障致シテ居ルノハ、裁判ノ公正ヲ

期待スルガ爲メデアル、斯様ニ考ヘテ宜シウゴザイ

マスカ

○鈴木政府委員 宜シウゴザイマス

○横山金太郎君サウ致シマスレバ、斯ウ云フ場合

ニ裁判ノ公正ヲ脅威シナインデゴザイマスルカ、一

例ヲ舉ゲテ御尋ラシタインデアリマス、若シ茲ニ刑

事上ノ一大事件ガアッテ、大審院ガ之ニ就テ構成法ノ

變更スル目的ヲ以テ、議會ノ至大ノ勢力ヲ特ニ、其裁

判前、立法ノ形式ヲ以テ判事定年法ヲ制定シ若クハ

既ニ存スル所定年法ノ改正ニ依ツテ、定年ヲ若ク低下

セシメテ、現在ノ大審院ノ構成ヲ變更シヤウトシタ

ト、斯ウ假定ラシマス、斯ノ如ク改造ヲセラレタル

裁判宣言ニハ、一體抑、何ヲ期待スルノデゴザイマセ

ウカ、其點ヲ……

○鈴木政府委員 行政官ガ干渉シテ裁判官ヲ黜陥ス

ル、其行政官モ人デ、只今申シマシタ立法事業ヲ企ツ

ベキ行政官モ人デアリマスカラ、其間ニ區別ヲシテ

見ルコトハ出來ヌコトデアリハセヌカ

○鈴木政府委員 行政官ガ干渉シテ司法權ノ獨立ヲ

害スルト申シマシタノハ、司法大臣ガ其裁判官ヲ勝

手次第ニ黜陥任免ノ權ヲ持ツコトヲ言ウタノデアリ

マス、決シテ法律ガ介在ヲシテ、法律ノ規定ニ依ツテ

判事ノ位置ヲ變ヘテ、サウシテ一生涯在ルベキ所ノ

者ヲ、或ル年齡ニ達スルナラバ、其職ヲ退カシムル立

法ヲ致シタ所ガ、之ヲ行政官ガ干渉スルコトハ、論理

ガ許サヌ、成程法律ヲ拘ヘル者ハ人間デアリマセウ

ケレドモ、行政官即チ司法大臣ガ、貴様ハ氣ニ入ラヌ

カラ罷メロト云フコトデハ、裁判ノ公正ヲ害スル、斯

ウ云フコトヲ申シタノデアリマス

○横山金太郎君只今仰シヤル人ヲ任免黜陥スルニ

當ツテ、私ノ心ヲ挾ンデ何事カラスルト云フコトト、

私ノ心ヲ挾ンデ立法事業ヲ企ツルト云フ間ニハ、何

等ノ相違ハナイト私ハ信ズルノデアリマス、唯ダ任

務、立候事業ト云フトキニハ議會ガ介在ヲ致シテ居

ル、議會ガ眞逆左様ナ狀態ノ下ニ其介在トナッテ不當

○鈴木政府委員 其差ガ最モ重大デアラウト私ハ思フ、行政官ガ任意ニ自分ノ思フ儘ニ仕事ヲスルト云シテ居ルト居ラヌトダケノ差デナイカ
意思ガ現ハレテ居ル所ノ此法律、法律ト云フモノハ一人ガ拵ヘルモノデアリマセヌ、國民ノ意志ヲ代表シテ居ル代表機關ニ依ッテ制定サレル法律ハ、即チ國民ノ意思デアル、其國民ノ意思ヲ以テ黜陟スルト云フコト、行政官個人ノ一人ノ意思ヲ以テ黜陟スル關係トハ、天地ノ差ト云フヨリモ、モットヒドイ差ガアルト思ヒマス
○横山金太郎君 勿論此議會ト云フモノハ、極メテ公正ナ態度ヲ執ルベキモノデアル、國民ノ意思ヲ露骨ニ代表スルモノデアルト云フコトハ、私モ信ジテト云フモノガアルカラ、思フ儘ノ事が出來ヌ、然ラザベル場合ニハ、思フ儘ノ事が出來ルト云フ、即チ議會ノ介在致シテ居ルト否トニ依ッテ、今回ノ如キ定年法ノ金ノ如キハ、議會ニ出スコトガ出來ルガ、然ラザレバ出來ヌ、要スルニ議會ガ介在シテ居ルト否トノ差ニ依ツテ、斯様ナ事業ガ企テガ出來ル出來ヌト云フケジメハ、此處ニ存スルモノト考ヘテ宜シウゴザイマス
○鈴木政府委員 專制時代ノ事ヲ御考ニナルナラバイザ知ラズ、今日立憲政體ニナッテ、議會ヲ設ケテ法律ヲ制定スル今日ニ於テ、左様ナ事ハ如何デゴザイマセウカ、夢ニダモ私ハ想像セヌノデアリマス
○横山金太郎君 裁判所構成法ノ七十四條ト、此定年法トハ同一デアルト仰シヤルノデアリマスガ、私ハドウシテモ其間ニ區別ガアルト思フ、七十四條ハ身體若クハ精神ガ衰弱ヲ致シテ、職務ヲ執ルコトノ出來ヌ、更ニ言葉ヲ別ニシテ言フト、法律上執務ノ無能力ナ人ヲ退ケテシマウト云フ 意味デアリマス、此定年法ノ適用ヲ受クベキ人ノ中ニハ、身體ノ上ニモ精神ノ上ニモ、衰弱ノナイ優良ナ裁判官ガアリハセ

スカ、之ガ一點、ソレカラ構成法ノ七十四條ニハ、控訴院若クハ大審院ノ總會ノ決議ニ掛ケテ、之ヲ黜陟スルコトニナッテ居リマス、裁判所ノ自治權ガ其間ニ認メラレテアル、之カ即チ構成法ノ二個ノ特色デアッテ、此特色ト云フモノハ、今ノ定年法ノ上ニハ更ニ其影ヲ認ムルコトガ出來ヌ、其點ハ如何デアリマスカ○鈴木政府委員　横山サンノヤウナ前提ヲ以テスレバ、横山サンノヤウナ結論ヲ得ルカ知リマセヌガ、横山サンハ六十三、六十五ニナッタ人間モ、悉ク立派ナ人間デアル、一人トシテ精神身體ノ衰弱ヲ來シテ居ラヌノデアル、サウ云フ者ヲ此法律デ以テ拂出スト云フコトニナレバ、立派ナ人間ヲ裁判官ノ職ニ置カシメナイト云フコトニナルト云フコトヲ前提トシテノ御議論ト私ハ承ルノデアリマス、定年法ノ立法ノ趣旨ハ、日本人ノ身體ガ、生理上ノ關係カラシテ、六十三、六十五ト云フ年齢ニ達スルナラバ、先ツ斯様ナル重要ナル職務ニ就カシムルト云フ事柄ハ、精神上ニ缺陷ヲ來シテ、其職ニ堪ヘザルモノト法律ガ認定シテ、法律ガ擬制シテ以テ斯様ニスル、斯ウ云フノガ屢々私ガ申シタ次第ゴザイマス、所ヲ横山君ハ六十三ニナッテモ、六十五ニナッテモ、立派ナ人間デアルカラ、ソレヲ拂出スト云フノデアルカラ、構成法七十四條ト達フト仰シャルガ、構成法七十四條ハ、身體精神ノ衰弱ニ依ツテ其職務ヲ執ルコトガ出來ナイト云フ事實ノ方面カラ認定ヲシテ、其職ヲ退カシメルノデアル、今提案シテ居リマスル定年法ハ、法律ニ依ツテスウ云フコトニ依ツテ、其事務ヲ執ルコトノ出來ナイト云フ一つノ擬制ヲ設ケマシテ、此六十三、六十五ト云フ年ニナレバ、斯様ナ者ハ裁判事務ヲ執ルコトノ出來ナイ狀態ニナル年ト法律ガ見マシテ退職セシムルト、コトガ不相當ナルモノト信ジテ、此法律ノ提案ヲシタ次第デアリマスカラ、政府ニ於テハ少シモ變ルコトハナイト思ヒマス、而シテ構成法ノ七十四條ニ依ツテ、裁判所ニ使フコトヲ認メテ差支ナイト云フコトデゴザイマスガ、ソレヲ認メテ居ルト云フコトデアルナラバ、是ハ總會ノ決議ニ依ルコトデアルナラバ、

○横山金太郎君　其所ニ疑ガアル、吾々ハ裁判官ハ其官職ヲ憲法ニ依ツテ保障セラレテアル、其保障サレテ居ル人間ヲ退職セシムルト云フ場合ハ、タツタはギリナイ、即チ裁判所構成法ノ七十四條ニ規定致シテ居ル身體若クハ精神ノ衰弱ニ依ツテ役ニ立タナクナツタ時ハ、裁判官タル職ヲ退カシムル、是ガ爲メニ司法權ノ獨立ヲ毀損スルノ嫌ハナイガ、而カモ尙且斯ノ如キ場合ニ於テ、大審院又ハ控訴院ノ決議ト云フ自治ニ委ネテ、初メテ其効用ヲ完ウセシメル、斯ウテ法律的推測ラシテ、其效力ヲ持タスト云フ意味ニナル、其關係ト云フモノハ、無論此規定ニ依テ初メテ役ニ立ツ所ノモノデアルコトハ、ソレハ法律ノ擬制ヲ以テ其保障サレテ居ルモノヲ奪ツテシマウノデアルト云フ結論ニ達シハシナイカト私ハ思フ、ソレデアルカラ延年ノ規定ト云フモノハ、總會ノ決議ニ依ツテ任ジテアルト仰シャル、所ガ延年ト云フ規定ヲ決議ニ任ズト云フ場合ハ、如何ナル場合デアリマセウカ、大審院長ナラバ六十五歳、其他ノ判事ナラバ六十三歳ニ至レバ、當然此自然ノ事實ニ、基イテ絶對的ニ此職ヲ退カシムルト云フ規定ニ依ツテ退イテシマハナケレバナラヌ、之ヲ延べルカ、延ベヌカト云フ事ニ就テハ、一旦生命ガ切レタ者ニ向ツテ、ソレヲ恢復サスカサセヌカト云フコトニ就テ、決議ニ委ネルト云フ規定ニナツテ居ル、死ンダ後ノ關係ト、死ヌ前ニニ就テハ、殺スカ、殺サナイカト云フコトヲ決議スル場合

トハ、其効力ノ上ニ於テ境界ガアルト思ヒマス
○鈴木政府委員 御議論ハ御議論トシテ伺ヒマスガ、
兎ニ角此法律提案ノ趣旨ハ、日本人ハ六十三、六十五
デ以テ裁判ノ判事タルニ相當シナイト、斯ウ法律ガ定
メテ居ルノデ、一方ハ總會ニ於テ其事實ノ認定ヲサセ
ル、是ハ法律ノ力ノ特ニ不備ナ點ニ對シテ、年齢ヲ定メ
テ退カシムルケレドモ、其人ニ依テ差ガアルノデアル
カラ、法律ニ於テモ退職セシムルコトガ出來ナイ、其
退職セシムルコトガ出來ナイト云フコトガ、憲法ノ精
神デアルト云フナラバ、構成法ノ七十四條モ亦非ナリ
ト言ハザルヲ得ナイ、七十四條ガ憲法違反ニアラズト
シテ、事實退職セシムルモ可ナリト云フコトナラバ、一
定ノ年齢ニ退職セシムルト云フコトモ、亦違憲ニアラ
ズト云フコトモ、論理當然ノ歸結デラウト私ハ思フ
○横山金太郎君 此裁判所構成法七十四條ハ、洵ニ
良ク出來テ居ルノデアリマシテ、實際上職務ヲ執ル
コトが出來ヌ者ハ、之ニ依テ退カシムルコトガ出來
ル規定デアリマシテ、洵ニ結構デアリマスガ、是レア
ルニ拘ラズ、司法省ハ何故ニ此案ヲ御提出ニナッタノ
デアリマセウカ、此點ヲ一寸承リタイ

○鈴木政府委員 其問ニ對シテ私ハ横山君ノ言葉ヲ
借りテ御答へ申スト、法律上殺スト云フ規定ガシテア
ルノデアル、ソレカラシテ今度ノ規定ハ延年ノ規定ガ
シテアルノデアル、殺スト云フ規定ノアルノヲ之ヲ
活カシテ、延バシテヤラウト云フコトヲ、決議ニ依
テスル、法ノ實際上ノ適用ニ於キマシテ、茲ニ難易ノ
アルト云フコトハ、昨日本議場ニ於テ私ノ申シマシ
タ通リデアリマス、ソレハ横山君ハ御承知ノ事ト思
ヒマス、固ヨリ裁判官ハ其職ヲ退クコトハナインオデ
アリマスガ、精神上ノ缺陷ニ依ツテ其職務ニ堪ヘナイ
場合ハ、之ヲ退カシムルト云フコトハ、吾々ハ個人ノ
談笑ノ間ニ於テハ兎モ角モ、隨分彼ノ人ハ弱タヤウ
ダカラ、モウ退イテモ宜カラウト云フ話ハシテ居リ
マシテモ、之ヲ上下ヲ著テ、總會ノ決議ニ於テ、愈々之
ヲ決議スルト云フ場合ニハ、人ハ皆躊躇スル、其人間
思フ、斯様ナ事ニ就キマシテハ、或意味カラ申シマス

レバ、是ハ一ツノ人間ノ美德デアルカモ知レヌガ、左様ナ事デ七十四條デ、直チニ退職セシムルノハ、實ニ困難デアルト云フコトハ、御承知ノ事ト思フ、デ私ハ御尋申シマスガ、既ニ七十四條ニ於テ直チニ身體衰弱ヲ認定シテ退職セセルコトガ出來ルト云フヤウナ事ニナツテ居ルノデアリマスカラ、之ヲ適用スルナラバ何モ定年法ヲ設ケル必要ハナイデハナイカト云フ御議論ガ、昨日モアツタヤウニ考ヘマスガ、即チ七十四條ノアル外ニ、此法律ノ規定ヲ以テ、此六十三、六十五デ退職セシムルト云フコトノ困難ナルコトハ、今申シマスル通りデ、精神上ノ缺陷ヲ認定シテ、其人ヲシテ、所謂老耄タル事ヲ定メルコトハ困難デアリズム、以テ此適用ラスルコトハ、事實ニ於テ出來ナイ決シテ出來ナイ事柄ガ、裁判官ノ私カラ出テ來ルコトデナイト云フ點ニ付テ御諒解ヲ得タナラバ、七十四條ニアル外ニ定年法ノ必要アルコトヲ御感得下サルコト、承知スルノデアリマスガ若シ適用ガ出來タナラバ、定年法ヨリモヨリ以上ニ司法部内ノ淘汰ノ出來ルト云フ、此事實ハ御認メニナリマスカ

○鈴木政府委員 七十四條ノ適用トシテ甚ダ至難デアルト云フコトハ、以上申シタ通りデアリマス、其至難ガ除去セラレザル限りニ於テハ、ドウシテモ定年法ハ必要デアル、其至難ヲ除去スル方法ハ私ハ無イト思フ

○横山金太郎君 構成法七十四條ノ適用至難ナルガ爲メニ、定年法ガ必要デアルト云フコトニ私ハ承リマス、サウ致シマスト、構成法ノ適用ハ極メテ至難デアルト云フコトハ、當局ノ推測ニ依ッテゴザイマスカ、實例アリシガ爲メニ此御提案ニナツテ來タノデアリマスカ

○鈴木政府委員 實例ハアリマス、七十四條ヲ適用シテ退職セシメタ實例ハアリマス

○横山金太郎君 七十四條ヲ適用シテ退職セシメタ實例ヲ承ツタノデハナク、七十四條ヲ適用セント企テタガ、ソレガ困難デアツタ爲メニ云々ト云フ實例ガアリマシタカト御尋ネシタノデス

○鈴木政府委員 昨日 横山君ハ、總會ノ決議ニ提案
ヲシテ、其決議ガ思フ通りニナラヌト云フコトヲ豫
測シテ、遂ニ其申出ヲ撤回シタ事實アルガ如ク、御質
問デゴザイマシタガ、サウ云フ事實ハ一ツモアリマ
セヌ

○横山金太郎君 事實ノ無イノニ食ハズ嫌ヒヲ爲サ
ルト云フコトハ、一體ドウ云フ譯ニアリマス、又困難
ト云フコトニ付テハ、斯ノ如キ人情ノ機微ヲ察知ス
ルコトハ、極メテ適用ガ困難デアルト云フコトヲ、司
法大臣ガ御提案ニナラナイノデアリマスカ、又司法
大臣ハ御提案ニナッタケレドモ裁判所ガドウモオカ
シイカラト云フテ、御撤回ニナッタト云フヤウナ御事
例ハ無イノデアリマスカ、無イト仰シヤルナラバ、私
ハ茲ニ證據ヲ舉グマス、貴族院ニ於テ大木司法大臣
ハ、正ニ此點ニ於テ御明言ニナッテ居ルコトガアルノ
デス

○鈴木政府委員 貴族院ニ於テ司法大臣ガ明言サレ
タノハ、提案シタ案ヲ撤回シタト云フコトハ言ハレ
テ居ラヌノデアリマス、左様ナ困難ナ事情ガアルカ
ラ、提案ヲシャウト考ヘタヤウナコトモアルケレド
モガ、此事實ノ認定ト云フモノハ色々ミナ狀況ニ依ッテ
出來ナイカモ知レナイ、ソレデアルカラ提案シナカッ
タト云フヤウナ趣意デハ述ベラレタト思ヒマスガ、
提案シタモノヲ明ラ様ニ撤回シタト云フ事實ハナイ
ノデアリマスカラ、司法大臣ノ言ハレタコトハ、其出
シタ案ヲ撤回シタ趣意デナイト云フコトヲ御諒解ヲ
願ヒタヒノデス、ソレカラ狂人ニナッタトカ盲人ニ
ナッタトカ、跛足ニナッタトカ、有形的ニ誰ガ見テモ、
彼ガ見テモ是ハ精神衰弱デアル、身體ノ缺陷デアル
ト云フコトガ明白デアルナラバ、是ハ今日マデ七十
四條ヲ適用シナイデモ、自ラ罷メル例ハアリマシタ、
狂人ニナッテ、所謂精神ノ狂態狀態ノ發作ガ止ンデ
居ル間ニ、辭表ヲ出シテ罷メタノハアルケレドモ、狂
人ニナッテ、マルデ意識ヲ缺イテ仕舞タト云フヤウ
ナ顯著ナルコトデアレバ、是ハ七十四條ノ適用ハ容易
イコトデアリマセウ、併ナガラ此裁判事務ト云フモ
ノハ能クノ、横山君モ御承知ノ通り、寔ニ些細ノ點
マデモ頭腦ヲ使ハナケレバナラヌモノデアル、其些

細ノ點ニモ頭脳ヲ使フト云フヤウナ細心ノ注意ヲ拂ヒ、細大漏サズ隅カラ隅マデ行キ届クダケノ能力ヲ要スルモノデアル、其能力ノ缺ケテ居ルヤ否ヤト云フコトノ尺度ヲ設ケテ認定スルコトハ、寔ニ至難デアル、其故ニ七十四條ノ精神身體ノ——身體ハ備措キマシテ、精神ノ衰弱ニ依ツテ退職決議ヲスルト云フ事柄ガ其尺度ト云フモノガ誤ツテ居ラナケレバ宜シノデアリマスガ、其尺度ガ人々個々見ル所ニ依ツテ達フ、司法大臣ト雖モ、或ハ司法大臣ノ見ル目デハ、此位ノ事デアルナラバ、ドウモ判決モ書ケマイト云フヤウナコトモ、他ノ人ノ見ル目ヲ以テ見レバ、ナニマダ書ケナイコトモナイ、斯ウ云フヤウニナルカモ知レナイ、ソレヲ誰ガ見テモ彼ガ見テモ、萬人ガ認メテ以テ狂人ダト云フヤウナ動作ガ現ハレテ來レバ、是ハ七十四條ヲ適用スルハ易々タルモノデアル、所デ裁判事務ト云フモノハ、寔ニ小サイ事迄モ頭ヲ使フ、其頭ガアルカナイカト云フ判断ト云フモノハ、寔ニ困難デアル、是レ即チ私ノ言フ七十四條ノ至難ナ所以ハ其處ニアルノデアリマス

○横山金太郎君 サウ致シマスト、司法省ハドウモ

實際ニ發案ヲシタ所デ、裁判官ガ七十四條ノ適用ヲ

シテ、總會ノ決議ヲ仕兼ネルカラト云フノデ、自ラ氣

兼ヲシテ司法省ハ是マテ發案爲サラナカッタスウ云

フ趣意ニ考ヘテ宜シウゴザイマスカ、ソレカラ又其發

案ヲ爲サラナカッタハ今日マテ幾年間位續イテ居ル

ノデゴザイマスカ、ソレカラモウ一つハ貴族院ニ於

テ御答ノ次第ニ依リマスト、左様ニ權威ノナイ、適用

ノ乏シイ法律ナラ、寧ロ御廢止ニナツラドウカト云

フ問ニ對シテ、ソレハ適用ガアル、身體ノ衰弱ト云フ

ガ如キモノ、是ハ確ニ外形上カラ認メルコトガ出來ル、モウ一つハ若朽ニ適用スルコトガ出來ルヤウニ言ハレテ居ル、若朽ト云フコトハ、取リモ直サズ年若ラバ、情實ハ無イト仰シャルケレドモ、若イ裁判官ナラババラ——ヤツテ仕舞フ、併ナガラ地位ノ上ノ古イ裁判官ニ對シテハ、ソレヲ適用シナイト云フコトハ、今ノ司法裁判所ト致シテ宜シクナイ扱イト考ヘマス

ガ、ドウデスカ

○鈴木政府委員 成程私ガ若朽ト云フ言葉ヲ用ヰテ

答ヘマシタカ知レマセヌガ、若朽ト云フコトハ定年

ノコトヲ以テ退齡トスルナラバ、六十三ニ達セザル

者ハ若朽デアル、必ズシモ三十カ四十ノ區裁判所、地

方裁判所ノ判事ヲ言フノデハナイ、即チ七十四條ヲ

全廢シテ、此定年法ダケニスルト云フト、六十三ニ達

セザル者ガ、精神身體ノ衰弱ガアッテモ、罷メサセル

コトガ出來ナイト云フコトニナル、六十三ニ達セナ

イ者デモ、身體ノ缺陷ヲ來ス者モアリマセウ、又精神

衰弱ヲ來ス者モアリマセウ、ソレデアリマスカラ若

イ判事ハ殺シ易イ、年寄ノ判事ハ殺シ難イ、サウ云フ

意味デハナイ、ソレ故ニ七十四條ガアッテモ、此定年

法ガ必要トスル、定年法一ツデハ行カナイ、矢張定年

法ノ外ニモ七十四條ハ必要デアル、其必要ノアルノ

ハ六十三ニ達セザル者デモ、身體精神ノ缺陷ヲ來シ

タ者ハ、矢張退職セシメナケレバナラヌト云フコト

ガアル、年寄ニ對シテ——六十以上ノ者ニ對シテ、事

實認定ハ容易イデアルト云フ意味デハ、毛頭ナイン

デゴザイマス

○横山金太郎君 只今御尋シタ中デ、モウ一つ御答

ガ落チテ居リマス、此七十四條ヲ適用ニナラナカッタ

ト云フノハ、司法省ガトモ出シテモ事實上不可能

デアルカラ、ト云フコトデ御提案ニナラナカッタ爲メ

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマスルガ、先程來

申ス通り、既往四五年間ハ、精神衰弱ノ事實ヲ以テ退

ラウト云フヤウナ御議論ニ歸著スルヤウデアリマス

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマセヌガ、日本人

ノ年齢トシテ、六十三ニ達スレバ即チ頬齢デアル、頬

シテ、總會ノ決議ヲ仕兼ネルカラト云フノデ、自ラ氣

兼ヲシテ司法省ハ是マテ發案爲サラナカッタスウ云

フ趣意ニ考ヘテ宜シウゴザイマスカ、ソレカラ又其發

案ヲ爲サラナカッタハ今日マテ幾年間位續イテ居ル

ノデゴザイマスカ、ソレカラモウ一つハ貴族院ニ於

テ御答ノ次第ニ依リマスト、左様ニ權威ノナイ、適用

ノ乏シイ法律ナラ、寧ロ御廢止ニナツラドウカト云

フ問ニ對シテ、ソレハ適用ガアル、身體ノ衰弱ト云フ

ガ如キモノ、是ハ確ニ外形上カラ認メルコトガ出來ル、モウ一つハ若朽ニ適用スルコトガ出來ルヤウニ

言ハレテ居ル、若朽ト云フコトハ、取リモ直サズ年若

ラババラ——ヤツテ仕舞フ、併ナガラ地位ノ上ノ古イ

裁判官ニ對シテハ、ソレヲ適用シナイト云フコトハ、今ノ司法裁判所ト致シテ宜シクナイ扱イト考ヘマス

ガ、ドウデスカ

○鈴木政府委員 司法省ガ氣兼ヲシテ提案ヲシナ

カッタト云フ事實ハアリマセヌ、隨テ氣兼ヲシタ爲メ

ニ何年間之ヲ提案シナカッタト云フ事實モ無イ、司法

位デアリマスカ

○鈴木政府委員 司法省ガ氣兼ヲシテ提案ヲシナ

カッタト云フ事實ハアリマセヌ、隨テ氣兼ヲシタ爲メ

スルトボッキリ切レテシマヒマスカラ、所謂延年決

議ヲサセル暇ガ無イコトニナリマスノデ、二十日ヲ

省ノ見ル目ニ於テハ、總會ニ懸ケテ老退決議ヲナサシムル程度ニ達シタリト思フ者ガ、既往四五年間ハ無カッタノデアリマス、左様御了承ヲ願ヒタイ

○横山金太郎君 實際左様ナ不可能ナ事實ガ無カッタスレバ、定年法ヲ別ニ御企テニナラストモ、七十

四條ノ適用ヲ殘シタラ宜イデハアリマセヌカ、ソレ

コトガ出來ナイト云フコトニナル、六十三ニ達セナ

イ者デモ、身體ノ缺陷ヲ來ス者モアリマセウ、又精神

衰弱ヲ來ス者モアリマセウ、ソレデアリマスカラ若

イ判事ハ殺シ易イ、年寄ノ判事ハ殺シ難イ、サウ云フ

意味デハナイ、ソレ故ニ七十四條ガアッテモ、此定年

法ガ必要トスル、定年法一ツデハ行カナイ、矢張定年

法ノ外ニモ七十四條ハ必要デアル、其必要ノアルノ

ハ六十三ニ達セザル者デモ、身體精神ノ缺陷ヲ來シ

タ者ハ、矢張退職セシメナケレバナラヌト云フコト

ガアル、年寄ニ對シテ——六十以上ノ者ニ對シテ、事

實認定ハ容易イデアルト云フ意味デハ、毛頭ナイン

デゴザイマス

○横山金太郎君 只今御尋シタ中デ、モウ一つ御答

ガ落チテ居リマス、此七十四條ヲ適用ニナラナカッタ

ト云フノハ、司法省ガトモ出シテモ事實上不可能

デアルカラ、ト云フコトデ御提案ニナラナカッタ爲メ

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマスルガ、先程來

申ス通り、既往四五年間ハ、精神衰弱ノ事實ヲ以テ退

ラウト云フヤウナ御議論ニ歸著スルヤウデアリマス

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマセヌガ、日本人

ノ年齢トシテ、六十三ニ達スレバ即チ頬齢デアル、頬

シテ、總會ノ決議ヲ仕兼ネルカラシテ、事實ノ認定ト云フヨリハ、法律ニ

テ見テ、ソレデ行ケナケレバ定年法ヲ出シタラ宜カ

ラウト云フヤウナ御議論ニ歸著スルヤウデアリマス

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマスルガ、先程來

申ス通り、既往四五年間ハ、精神衰弱ノ事實ヲ以テ退

ラウト云フヤウナ御議論ニ歸著スルヤウデアリマス

ガ、ソレハ御議論ハ御議論デゴザイマセヌガ、日本人

ノ年齢トシテ、六十三ニ達スレバ即チ頬齢デアル、頬

シテ、總會ノ決議ヲ仕兼ネルカラシテ、事實ノ認定ト云フヨリハ、法律ニ

テ見テ、ソレデ行ケナケレバ定年法ヲ出シタラ宜カ

ラウト云フヤウナ御議論ニ歸著スルヤウデアリマス</

以テ延年決議ノ猶豫期間ニシタノデス

○宮古啓三郎君 只今ノ六十四歳ニ達スル人ヲ、大審院ト控訴院ト地方裁判所ト區裁判所トニ分ケルト、各々何人アルカ、参考ノ爲ニ承リタイ

○津原武君 現在ノ司法官ノ年齢別ヲ裁判所別、官等別等ニ區別ヲシテ、其統計ヲ頂戴シタイ

○鈴木政府委員 只今一寸御卽答ハ出來マセヌカラ、後刻マデニ調べマシテ御答申上ゲマス

○塚原嘉藤君 尚ホ出來マスルナラバ、辯護士ノ方モ判ツテ居ルナラバ御知セラ願ヒタイ

○鈴木政府委員 年齢デスカ

○塚原嘉藤君 サウデス

○南鼎三君 司法官ノ恩給ヲ受ケル平均年齢モ知リタイト思ヒマス

○鈴木政府委員 只今南君ノ御要求ハ、一寸判リマセヌ、恩給ヲ受ケル者ハ何百人ト云フ受恩給者ニ一當タレバ、判リマスガ、ドウモ三日ヤ四日ノ間ニハ出來マセヌ、併ナガラスウ云フコトダケハ、御話ガ出来マス、曾テ斯ウ云フ問題ニ就テ吾々ガ其議ニ與ツテ評議シタ會議ガアリマスガ、其時ニ現ハレタル説ニ依レバ、今日文武官ヲ通ジテ受恩給ノ平均年齢ハ十八歳ト云フコトニ聞イテ居ルノデアリマス、乃チ御承知ノ通リ恩給ヲ受ケルノハ、在職十五年デ恩給ヲ受ケル、三十年勤績スル者モアルシ、三十五年勤績スル者モアリマスガ、ソレヲ通算シテ十八歳ガ平均ニナツテ居ルサウデス

○委員長(戸水寛人君) 如何デス、マダ通告者ガ三人ベカリアリマスカラ、此邊ニ止メテ置イテ、一時カラ引續イテヤルコトニシテハ如何デス

○高柳覺太郎君 私モ通告シテ置キマス
○塚原嘉藤君 私モ質問ヲ通告シテ置キマス
○委員長(戸水寛人君) ソレデハ明日正十時ニヤリマス、今日ハ是デヤメテ置キマス、ソレデドウカ必ズ十時ニ御出デ下サルコトニ願ヒタイ

午後零時二十一分散會

大正十年四月十三日印刷

大正十年四月十四日發行

議院事務局

印刷者 印刷局